

1. P. S. Doc. No. 3347

Exhibit No.

連合軍最高司令部 總司令部 法務部 陸  
國際檢察部

陸東國際軍事裁判所

元海軍軍令部、軍屬民間ラケオモリノ中原次郎、宣誓  
ニ供書

一九四四年三月日本帝國潛水艦イノ、八号、印度洋ニ行  
動ニ関シテ、嶋田繁太郎海軍大將、軍令部總長兼海軍  
大臣在任中、一九四四年三月二十六日汽船「シサエ」ニ乗  
月二日汽船「シサエ」ニ上リ、撃沈、件ニ関シテ私中原次郎ハ、宣  
ニ宣誓、上左、如ク陳述、致シマス

一 私、名前ハ中原次郎デアリマス、私ハ一九二〇年 日本人  
兩親トシテ「ハノ」領土ニ於テ生レ、一九三八年日本ニ奉  
シ、本籍ハ山口縣大島郡白木村トシテデアリマス  
ニ一九四三年十二月日本海軍軍令部ハ私ヲ民間ラケオモ  
トシテ、日本海軍、外國放送聽取所ヲ働カス、タニ呼  
ビ安カシ、一九四三年二月「シサエ」ボートニ行ク事ヲ命  
シ同年十月日本ニ歸リ、東京、海軍本部、聽取所ニ於  
テ、一九四四年二月ニ勤メタ、同月日本潛水艦イ、  
八号、有泉中佐東京海軍省ニ出頭シ、イ、八号、為ニ  
民間ラケオモリヲホメタ、私ハ軍令部次長捺印、命令  
ニ依リ、其ノ職ニ任ゼラシメ、デアリマス

三 私ハ「イノ」八号ニ乗艦シ、一九四四年二月「ベナシ」ニ向テ  
日本ヲ出発シタ、デアリマス。「ベナシ」ニ一週間碇泊、後

印度洋ニ出テ「セイロン」島以南ノ哨戒ニ當リマシタカコシハ

一九四四年ノ三月ヨリ五月マテ續イタリテアリマス。

一九四四年三月イノ八号「ジサス」トイフ和蘭船ヲ撃テ沈

シマシタ。魚雷カ船ニ命中シテヨリ約三分ノ後潜水艦ニ水

面ニ出マシタ。有泉艦長ハ私ニ司令塔ニ出テ来テメカクシ

テ救命艇ニ向ッテ潜水艦ニ来ル様呼ビカケヨト命ジタリテア

リマス。私ハ命令ニ依リ救命艇ニ居ル人々ニ向ッテ一人ツツ潜水艦

ニ来リ移リ亦甲板ニ集ッテ坐ルヨウ。又若シ後ヲ振返スト

射殺カレヒヨラ告ゲタリテアリマス。彼等カ潜水艦ニ乗移ルヤ

彼等ノ救命帶時計其他衣服以外ノ持物ハ凡テ剥ギ取

ラシタリテアリマス。彼等ハ約百名テアリ。乗客ト船員テアリ

マシタ。

5. ソノ船ノ船長 無線電信技師 機関科士官他ニ約四人ノ

男子ト一人ノ婦人カ潜水艦ノ内部ニ連行カレマシタ。

6. 捕虜達ハ潜水艦ニ乗移ルヤ後手ニ縛ラレマシタ。殆ド全

部ノ捕虜達カ前甲板ニ坐ラセラレタ後四人ノ潜水艦乗組

員カヤテ来テ一人ツツ捕虜ヲ後甲板ニ連ヒテ行キ。彼等ヲ殺

シタリテアリマス。私ハコノ事態ヲ聞クヤ丞ヤ士官食堂ニ降リテ

行キマシタ。私ハ先任特校ノ命ニヨリテ再ビヒニ登リ彼等ニ

向ッテ若シ後ヲ振り向ケバ射殺カレルト告ゲタリテアリマス。

私ハ殺ス所ヲ目撃シシタ譯テハアリマセンガ乗組兵員ノ詔ニ

依ルト魚雷ヲ撃テ沈カセタ船ノ生存者ハ棍棒ニテ打タレ刀

ニテ斬ラレ射殺サレタリテアリマス。コレハ約一時間續キ

マシタ。先任特校ノ本田大尉ハ私ニ前甲板ニ留ムル様

J.P.S. & Coe No. 3347

P.3

命は且つ捕虜ニ前面ヲ向イテルヤウ若シ後ヲ振向ヒテ  
 射殺セシルト告ゲヨト私ニ命ニ續ケタリテアリヌ  
 7. 潜水艦が潜水シタ時、私ハ士官食堂ニ歸ツテオリマシタ  
 有泉艦長ハ私ニ命ジテ下ニ連行セシタ捕虜達、訊問  
 ニ際シテ通訳ヲサセタリテアリヌ。訊問ハ士官食堂ヲ行  
 シタ。彼ハ先ツ婦人ヲ訊問シタ。彼女ハソレカラ前方  
 兵員室ニ連行サレタ。一時間後私ハ其ノ部屋ニ行キ  
 マシタ。私ハ婦人ニ何カ欲シイモノハナイカト尋ネルトタム水  
 一杯欲シイト云フテ私ハソレヲ持ツテ行ッテヤリマシタ。彼  
 女ハ私ニ回テ戦争、始マル前暫ク日本ニ居タ事ガアリ。米  
 国赤十字社ノ勤務者デアリ。「ホシベ」ニ行ク途中デアッ  
 タノゲト私ニ語ツタと思ヒヌ。私ガ彼女ト話シテ并ニ際先任  
 將校ト要人ノ水兵ガ這入ツテ来マシタ。彼等ハ二挺ノ銃ヲ  
 持ツテオリマシタ。先任將校ハ日本語ヲ私ニ彼女ハ射殺  
 セシネバトウスト申シマシタ。私ハ之ヲ彼女ニ話シマセテシタが何カ  
 起コウトシテルカハ彼女ニハ解ツタと思ヒヌ。水兵達ハ捕虜  
 達ヲ一人ハ甲板ニ連シテ行キ射殺シマシタ。後ニナツテ或ル  
 乗組兵員ガ彼女ヲ射殺セシタノゲト私ニ話シタノゲ。私ハ少  
 トモソウ考ヘルノデアリヌ。彼女ガ今々連シテ行カレトスル際  
 私ハ彼女ヲ正面ニ見ル事ハ出来マセテシタ。彼女ハ何が起  
 ルカ解ツテ居ルト私ニ語りマシタ。先任將校ハ私ニ命ジテ彼  
 女ガ目隠シヤ後手ニ縛ラシル事ヲ望ニテ居ルカドウカ尋ネセ  
 シタ。彼女ハ「イイト」ト答ヘ「ヨロシ」トイッテアリヌ。彼女ハ  
 去ル前ニ「サヨナラ」ト申シマシタ。コノ「サヨナラ」ハ乗組員全部ニ対シ

J.P.S. doc. No. 3347

ア云々デス、ソノ婦人が処刑サレ共前ニ男子ノ捕虜ニ  
訊問ガ完了シタカドウカハ記憶ガアリセシ

8. 知蘭船ノ船長ハ後手ニ縛リテ上テラシテ艦内ニ連シ下サレ  
シタ。彼ハ私ニ彼ノ手ヲ縛ルハ、國際法違反デアルト云フ  
ヲ有泉中佐ニ話スマツ申シマシタ。私ガソノ旨ヲ有泉ニ  
通譯シタ所、彼ハ馬鹿野郎、コレハ戦争ゲト云ヒマシタ  
ビラサウノ號、船長モ亦有泉ニソノ船長配下ノ船員ニ親  
切テ實仁デアツテモラヒタイト願ヒマシタ。彼等ハ彼ノ訊問終  
タ後、彼ヲ艦ノ前部兵員室ニ連シテ行ツタ私思ヒス共十字  
勤務者ト私話ニマシタ時、私ハソコテ彼ヲ見マシタ。

9. 有泉ガ知蘭船ノ船長ノ訊問ヲ終ルタ時、ソノ船ノ無電係士  
官ハ潜水艦ノ通信將校ヨリ訊問ヲ受ケ、私ガソノ通譯ヲ  
致シマシタ。ソノ機関科士官ガ潜水艦ノ上級將校ヨリ訊  
問ヲ受ケマシタ。私ハ艦ノ前部兵員室ヲ去ツテカラ後ノ捕  
虜ハ一人モ見セマシタ。

10. ビラサウノ號、沈没シタ翌日潜水艦イノ8号ノ士官會堂  
テ海軍軍令部ガ沈没船ノ生存者ハ全部殺害セヨト命令ヲ  
旨有泉中佐カ本田大尉、軍医官及ヒモ一人ノ士官ニ話シ  
ソノ私ハ聞キマシタ。本田ガコノ命令ヲ兵員連ニ傳ヘマシ  
ト私ハ思ヒス。有泉ノ残忍トコヲ知ツテマシタ。私  
連ハ皆ソノ命令ニ従ヒマシタ。彼ノ乗組員ノ間ニ於テ、綽  
名ハ「惡漢」デアシタ。

P. 4

J.P.S. Doc. No. 3347

P.5

ハ、予船の船長、訊問中有泉中佐、私、日本、海軍本部の敵艦上、看ハ凡テ殺害セヨト、命令ヲ出シタト語リマシク。彼、又私達ニ捕虜ヲ殺害シタコトヲ誰モ云フハナラトト告ゲマシク。

12. 第一回、哨戒が終ルヤ否ヤ私達ハペン、基地ニ歸リマシク。歸リマシク時、私ハ有泉中佐ニ私ハ有椎硬花症ヲ病シテ居リ、有當ヲ着用シテイルト思ハレテ居タカラ、一度哨戒ニ行カトト云ヒマシク。若シ私が行クヤ、私ハ軍法會議ニ附セラレルト彼ハ私ニ云ヒマシク。私ハ民間人タカラ軍法會議ニ附セラレト云フコトヲ私ハ知ラズヤマシク。

13. 艦修理ニ約三週間ヲ過シカラ、私ハ才二回目哨戒ノタメペンヲ立ケマシク。才二回目、哨戒ハ五回年ノ六回、初旬カニ八月、初旬マデ繰キマシク。才二回目ト同一海域ヲ行ハレマシク。七月中、潜水艦イ、ヲ弗ハ汽船ニコレト弗ヲ次マシク。才二回目、曇没ニオケモ、状況ハ三月以前ジカラク弗、豊沢場合ト全ク同一デシク。潜水艦ハ負雷ヲ發射スルヤ否ヤ、水ニ浮ビ揚リマシク。有泉中佐、命令テ、私ハ分不デ生存者ニ潜水艦上ニ来ルヤカニ呼ビカケマシク。又モ生存者ハ衣類、外ハ凡テ、所有物ヲ剝キ取ラレ、縛バリスレテ前甲板ニ座ルヤカニ、番矢ヲ付ケテ前オニ連シテ行キマシク。潜水艦上ニ来ラ生存者ハ約八十名デシク。コレト弗、船長及ビ他、捕虜達ガ艦内ニ連テ

J.P.S. Dec. No. 3347

P. 6

行カレシテカス來込員カラ私ガ南キマラ所テ人生辱者、  
 残リ者一人ゾ、連シ床井キ、鏡テ、墨ツキ、鉄鑿テ、刺  
 スマラ、棍棒ヲ打ツマラ、或ハ日本刀ヲ斬ツテ、殺害セシ  
 レリ。

但シコレト、ノ船長、重電係、磯岡士、國務省、役人、忍  
 多命下ニ連行セシマラ、仲、敬カ、者、連ガ訊問ヲ受  
 マラ。コレト、ノ船長ハ有象中、由ニ訊問シ、重電係  
 ハ通信將校カラ、又磯岡士ハ潜水艦、機内科將校  
 カラ夫ハ訊問セシマラ。彼等ハ最初、警戒、所ニ訊  
 向シ、同ノ人セシマラ。又モ私ガ通訳ヲ致  
 マラ、船長ト國務省、役人ト、許マラ、行房、全哥、  
 潜水艦ニテ、延刑セシマラ。ソノ潜水艦ヲ去マラ、  
 後テ私ガ見、行房、國務省、役人ガテマラ。

ヲ國務省、役人、殺マラ、頭、擧マラ、生マシマラ。  
 彼ハ私ニ、刺刀ヲ、貸シ、ト頼マラ、船長ガ、貸シ  
 テ、トマラ、トシ、ト、年、下、士官、語シ、ソノ、男、ハ、彼、刺刀、與  
 ヘ、ト、思ヒ、私、國務省、役人、モ、彼、マラ、日本人、  
 調子ヲ、合セ、ト、彼、ト、具、合、ヨク、行ク、マラ、語シ、  
 彼ハ私ニ、感謝、致シ、マラ。此ハ、我々ガ、ベテ、ノ、海、軍、ノ、事  
 テ、ト、私、下、艦、ヲ、思ヒ、致シ、ト、マラ、私ハ、艦、カ、我々  
 ノ、人、ト、彼、ヲ、日本ニ、連シ、テ、去マラ、託、意、ヲ、居リ、ト、後、  
 私ハ、彼、ノ、様、儀、損、ヲ、見、受、テ、マラ。

J. P. S. Doc. No. 3347

15 私ハ処刑ヲ目撃シタリト云フアリマシガ潜水艦、他、乗組員  
連カテ下ハ運テ行カシテ俘虜、或モ連ハ斬首セテ有泉  
中佐自ラソ中、或ル斬首ヲ行ツタト云フ事ヲ同キニシテ  
私ハ機関室分隊士官ガ処刑、後自今、愈、血ヲ拭ヒ  
消母水テ手ヲ洗ツテイル、ヲ見ニシテ

16 私ハ艦中ノ民間人デアリ、又ニモテアツタ為メ、八号、乗  
組員多ク、人運ヲ信用ホレタマシタ、又彼等ハ起ツタ事  
ノ凡テ私ニ話シテクレマシタ

17 一九四四年九月、私ハ八号ヲ日本ニ歸リ海軍軍令部ヲ  
民間人ラジオマキートニテ再ビ私、江事ヲ始メ、ソコデ九  
四五年八月迄働キマシタ。私ガ海軍軍令部ニ復命ニテ同  
マキ、第三部長カラ海外ニ於ケル私、経験ヲ語ル  
ト云ルニシタ、私ハ後デ有泉艦長ガ一九四五年八月、未自  
殺シタト聞キマシタ。私ハ有泉、海軍服役履歴書ヲ  
彼ガ一九四四年十月ニ大佐ニ進級シタ事ヲ讀ミマシタ

18 口供書ニ於テ私ガ述べタ事件ニ関シ、私ハ海軍軍  
令部、或ハ他、如何ナル所ニ於テモ日本、海軍、外務省  
ノ人カラ訊問ヲ受ケタ事、アリマシ。又此等、事件ニ関シ、  
八号、乗組員中、誰ガ日本、海軍、外務省、人カラ訊  
問ヲ受ケタト云フコトヲ聞ク事、アリマシ。此等、事件ニ関  
シ私ハ一九四七年六月十三日ニ連合國最高司令官總司  
令部、海務部、英國海軍義勇隊 W. シルター大尉  
ニ始メ訊問ヲ受ケ、更ニ後日連合國最高司令官  
總司令部、海務部、トマス・C. アイスマー代ニ訊問ヲ受

P. 7

J.P.S. Lib. No. 3347

ト云フ。

中原次郎

日本東京

私中原次郎ハ正式ニ宣誓シ、上前述、陳述ハ私分ニシテ  
閱讀シテ及ビ思直カラシムルニ陳述ハ私、最善、知識  
信然ト照シテ真実且正確ニ事ヲ申上ゲマス。

中原次郎

一九〇一年一月六日日本宣、面前ニテ署名カシテ宣誓セル。

W. ソルター

英國海軍兼武裝商大尉

P. 8